

京 都 大 学 国 際 交 流 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) 第3条 国際交流会館に、次の会館を置く。 本館 吉田国際交流会館 宇治分館 おうばく分館 百万遍国際交流会館 岡崎国際交流会館 廣志房 (中 略)	第3条 国際交流会館に、次の会館を置く。 本館 吉田国際交流会館 宇治分館 おうばく分館 百万遍国際交流会館 岡崎国際交流会館 廣志房 <u>みずき国際交流会館</u>
第5条 第3条に定める各会館（百万遍国際交流会館及び岡崎国際交流会館を除く。）に、生活上の諸問題に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等を行わせるため、会館主事及び会館副主事（以下「会館主事等」という。）を置くことができる。 2 会館主事等は、京都大学の教職員のうちから総長が任命する。 3 会館主事等の任期は、2年とし、再任を妨げない。 4 前3項に定めるもののほか、会館主事等に関し必要な事項は、<u>国際交流</u>担当の理事が定める。	第5条 (同 左) 2 3 4 前3項に定めるもののほか、会館主事等に関し必要な事項は、<u>グローバル・エンゲージメント</u>担当の理事が定める。
第5条の2 第3条に定める各会館に、生活上の諸問題に関する相談等に対応させるため、レジデント・アシスタントを置くことができる。 2 レジデント・アシスタントは、本学の学部又は研究科の正規の課程に在学する学生であつて、外国人留学生ではないもののうちから、<u>国際交流</u>担当の理事が任命する。 3 レジデント・アシスタントの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、通算3年を超えないものとする。 4 前3項に定めるもののほか、レジデント・アシスタントに関し必要な事項は、<u>国際交流</u>担当の理事が別に定める。 (中 略)	第5条の2 (同 左) 2 レジデント・アシスタントは、本学の学部又は研究科の正規の課程に在学する学生であつて、外国人留学生ではないもののうちから、<u>グローバル・エンゲージメント</u>担当の理事が任命する。 3 (同 左) 4 前3項に定めるもののほか、レジデント・アシスタントに関し必要な事項は、<u>グローバル・エンゲージメント</u>担当の理事が別に定める。
第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、研究者宿泊室及び留学生宿泊室の使用に関し必要な事項は、<u>国際交流</u>担当の理事が別に定める。	第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、研究者宿泊室及び留学生宿泊室の使用に関し必要な事項は、<u>グローバル・エンゲージメント</u>担当の理事が別に定める。

改 正 前	改 正 後
第 1 7 条 国際交流会館の会議室、談話室、和室及び 図書室の使用に関し必要な事項は、 <u>国際交流</u> 担当の 理事が別に定める。	第 1 7 条 国際交流会館の会議室、談話室、和室及び 図書室の使用に関し必要な事項は、 <u>グローバル・エ ンゲージメント</u> 担当の理事が別に定める。
第 1 8 条 (略)	第 1 8 条 (同 左)
第 1 9 条 この規程に定めるもののほか、国際交流会 館の運営に関し必要な事項は、 <u>国際交流</u> 担当の理事 が定める。	第 1 9 条 この規程に定めるもののほか、国際交流会 館の運営に関し必要な事項は、 <u>グローバル・エンゲ ージメント</u> 担当の理事が定める。
	附 則 (令和 8 年達示 8 0 号) この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。